

272



達示第二号

昭和五十五年一月二十四日

旭川刑務所長 吉本 慎次郎

被収容者遵守事項の制定について
受刑者遵守事項及び被勾留者遵守事項を別紙のとおり定め、昭和五十五年二月一日から実施する。

受刑者遵守事項

旭川刑務所

受刑者遵守事項

次に掲げることは、君達がこの施設に収容されている間（この施設の職員によって護送される場合も同じ。）は、守らなければならぬ遵守事項です。これに違反すると監獄法第五十九条によって懲罰を科されることがあります。

なお、その違反が刑罰法令にも触れるときは、更に、刑罰を科されることもあります。

第一章 拘禁作用を害する行為

(逃走)

第一条 逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

(自殺企図)

第二条 自殺することを企ててはならない。

(無断離席等)

第三条 許可なく、指定された席若しくは場所を離れ、立入禁止の場所に立ち入り、又は故意に職員の視線外へ出てはならない。

(不正連絡)

第四条 許可なく、又は許可された方法によらず、他の被收容者、外部の者又は外部の機関と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

(自傷)

第五条 自傷し、又は自傷することを企ててはならない。

(拒食)

第六条 要求又は反抗等の手段として、職員の指示に従わずに拒食してはならない。

(異物えん下)

第七条 要求若しくは反抗等の手段として、給与された飲食物以外の物を飲み下してはならない。

(刑罰法令違反)

第八条 この遵守事項に定めるものを含め、刑罰法令に違反してはならない。

第二章 施設の安全を害する行為

(危険物の製作等)

第九条 他人の生命・身体又は財産に危険を及ぼすおそれのある物を製作し、授受し、持ち込み、又は隠匿してはならない。

(建造物等の破壊等)

第十条 施設の建物、建具、備品等を故意に壊し、又は壊すことを企ててはならない。

(設備の機能妨害等)

第十一条 電気若しくは上下水の利用を困難にし、又は非常ベル等通報設備若しくは視察孔等視察設備の機能を妨害することを目的として、施設の設備等を工作し、若しくは工作することを企て、又は作動させてはならない。
(通行妨害)

第十二条 人又は車輛の通行を妨害する目的で施設内各所の通路、出入口等に障害物を置き、工作を施し、又はこれらの扉の開閉を妨げてはならない。
(火気不正使用等)

第十三条 許可なく、マッチ、ライターその他の物を用いて火を発し、又は火を発することを企ててはならない。
(人心かく乱)

第十四条 被收容者、職員等の人心をかく乱することを目的として、虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。

第三章 物品の適正管理を妨げる行為

(不正製作等)

第十五条 第九条に定める物以外の物であっても、許可なく製作し、加工し、所持し、又は使用してはならない。

(不正使用)

第十六条 使用を許可されている設備又は物品を許可なく本来の目的と異なる用途に用いてはならない。

(不正交換等)

第十七条 他人の物を窃み、脅し取り、だまし取り、若しくは壊し、又は許可なく、他人の物をもらい、若しくは借りてはならない。

2 自己の物を壊し、若しくは許可なく、他人に与え、貸し、又は廃棄してはならない。

(不正配食等)

第十八条 雑役夫等を命ぜられた場合には、官給品の配分や配食等を不正に行つてはならない。

(作業物品汚損等)

第十九条 故意に、作業上の製品、材料、道具等を汚損し、破損し、若しくは隠匿し、又は不良製品を製作してはならない。

(たばこ類の製作等)

第二十条 たばこ若しくは酒又はこれらの類似の物を作り、取得し、若しくは用い、又はこれらのことを企ててはならない。

(シンナー類の吸飲)

第二十一条 シンナー又はこれと類似の物を吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

第四章 他人に迷惑を及ぼす行為

(暴行)

第二十二条 他人に暴行を加え、又は加えることを企ててはならない。

(けんか等)

第二十三条 他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらのことを企ててはならない。

(侮辱等)

第二十四条 公然と他人を中傷し、ひぼうし、若しくは侮辱し、又は他人に対して粗暴な言動をしてはならない。

(脅迫等)

第二十五条 他人を脅迫し、だまし、又は困惑させる言動をし、又はこれらのことを企ててはならない。

(呼出し)

第二十六条 けんか、脅迫等不正な目的のため、他人を呼び出し、又は呼び出すことを企ててはならない。

第五章 風紀を害する行為

(性的行為)

第二十七条 他人との間で、又は他人に対し、性的行為をしてはならない。

(わいせつな露出等)

第二十八条 故意に、わいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

(わいせつな絵画等)

第二十九条 わいせつな絵画又は文章を他人に見せ、若しくは他人が見得る状況に置き、又はこれらの行為をすることを企ててはならない。

(同きん)

第三十条 就寝に当たっては、他人と同きんしてはならない。

(文身等)

第三十一条 文身を施し、若しくは、髪・まゆを著しく特異な形に変え、又は身体に異物をうめ込んではならない。

(賭博等)

第三十二条 賭博又は賭博類似の行為をし、又はすることを企ててはならない。

第六章 日課を怠る行為等

(作業拒否等)

第三十三条 正当な理由がなく作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。
(日課拒否等)

第三十四条 作業以外であっても、定められた日課を正当な理由がなく拒否し、又は妨害してはならない。

(安全規則違反)

第三十五条 就業場所における作動装置、安全装置又は衛生設備、保護具の使用

その他危険防止上のための設備の使用について定められた作業安全確保のための規則に違反してはならない。

第七章 処遇環境を害する行為

(動作時限の拒否)

第三十六条 動作時限に従うことを拒否してはならない。

(落書き等)

第三十七条 建物、建具、備品等に落書きをし、又はこれらを故意に汚損してはならない。

(張り紙等)

第三十八条 許可なく張り紙等をしてはならない。

(騒音等)

第三十九条 大声を発し、放歌し、騒音を発するなどして、静穏を害してはならない。

(交談)

第四十条 交談を禁じられている時又は場所においては、みだりに話をしては

ならない。

(環境等の保全妨害)

第四十一条 故意に残飯等を投棄し、たん、つばをはき散らし、ごみを投棄するなどして環境又は設備の保全を害する行為をしてはならない。

第八章 施設の職員の正当な職務執行を妨げる行為

(職務執行の妨害)

第四十二条 職員の正当な職務の執行を妨げてはならない。

(抗弁等)

第四十三条 法令、生活の心得又は日課実施上若しくは安全作業実施上の必要に基づき職員の指示に対し、抗弁、その他の方法で反抗してはならない。

(強要等)

第四十四条 職員に対し、許可されていない方法により要求を繰り返してはならない。

(集団形成)

第四十五条 職員に対する要求若しくは反抗のため、許可なく集団を形成しては

ならない。

2 不良集団に加入することを誘ったり、若しくは派ばつを形成してはならない。
(連行等の拒否)

第四十六条 移送、転室、取調等のための職員の呼び出し又は連行を拒否してはならない。

(虚偽申告)

第四十七条 職員の職務上の質問に対し、虚偽の申告をしてはならない。

第九章 そのほか等

(そのほか等)

第四十八条 他の被收容者に対し、前各条に定める事項に違反することをすすめる、そのほか、又は手助けをしてはならない。